

神奈川県における指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の取扱いについて

1 趣旨

この取扱いは、指定地域密着型サービスの事業に係る外部評価（以下「外部評価」という。）について、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第九十七条第七項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日、老計発1017001厚生労働省老健局計画課長通知）に準拠し、外部評価の実施回数等の取扱いを定めることにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

2 外部評価の実施

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者等（以下「事業者」という。）は、原則として、少なくとも年に1回の外部評価を実施することとする。
- (2) (1)でいう「年に1回の実施」は、神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱（以下「県外部評価機関選定要綱」という。）により選定された評価機関による訪問調査を受けたことをもって実施したものとし、年度ごとに実施することとする。
- (3) 平成21年4月1日以降に指定を受けた事業者の初回の外部評価は、当該指定年月日が属する年度の翌年度までに実施することとする。
- (4) 平成21年4月1日から平成21年8月31日までに、すでに外部評価の訪問調査を受けた事業者は、平成21年度において改めて外部評価等を実施することを要しない。

3 実施回数の緩和

- (1) 市町村は、次の各号に規定する要件を全て満たす場合には、2の規定に関わらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。
 - ① 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。
 - ② 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において実施した外部評価の「県外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。
 - ③ 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。
 - ④ ③の運営推進会議において、構成員に市町村の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市町村職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市町村職員等が1回以上出席していること。
 - ⑤ 「県外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、7の実施状況（外部評価）が適切であること。
- (2) (1)の規定の適用をうけた事業者の外部評価を実施しなかった年度については、(1)①の「前5年間継続して実施していること」の要件の適用に当たっては、実施したもののみなす。

4 適用時期

この取扱いは、平成21年9月1日から適用する。

(平成28年度5月9日改正)

(令和3年度4月1日改正)